

民生福祉常任委員会記録

令和4年5月23日

【開催日】 令和4年5月23日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時20分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部次長兼市民活動推進課長	河上雄治	市民活動推進課長補佐兼市民活動係長	西崎大
市民活動推進課地域交流センター係長	増本順之		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係書記	岡田靖仁
------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 議案第38号 山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開会

松尾数則委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に配付しているとおり進めてまいります。まず、議案第38号山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について審査します。執行部の

説明を求めます。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 議案第38号山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本議案は、LABVプロジェクトの商工センター解体により公園通出張所、須恵地域交流センターに移転する予定としておりまして、そのための須恵地域交流センター改修に伴う使用料の規定の改正等です。本日お配りしているLABVプロジェクトに係るスケジュールを御覧ください。5月臨時議会におきまして、LABVプロジェクト関連の議案を複数上程していますので、全体のスケジュールをまとめております。案件ごとにそれぞれの担当委員会で御審議いただくことになり、本議案は6番、須恵地域交流センター改修に係るものです。LABVプロジェクトのスケジュールでは、本年7月から商工センターの解体を行う予定とし、商工センター内に設置している公園通出張所を6月下旬に須恵地域交流センターに移転することとしております。資料1のLABVプロジェクトによる須恵地域交流センターの施設整備について御覧ください。公園通出張所の具体的な移転場所は、須恵地域交流センター内の団体企画室、こちらの資料1の図で言いますと、上部の赤枠で型囲った部屋を考えております。これによりまして、公園通出張所が期間中に同センターの団体企画室を占有することとなり、利用者に御不便をお掛けすることとなります。このため、同センターの交流室、旧須恵福祉会館大広間で、図では下部の部屋を取り外し可能な仕切り壁を設置して分割することにより、効率的な運用ができる環境整備を図り、団体企画室の代替の部屋として活用していきたいと考えております。議案及び資料2を御覧ください。交流室の分割に伴い、交流室の部屋の使用料を1時間当たり390円であるものを、交流室1と交流室2に分け、それぞれ1時間当たり310円とします。また、冷房使用料は1時間当たり490円であるものをそれぞれ270円に、暖房使用料は1時間当たり330円であるものを160円とするものです。使用料の設定方法は、市内全地域交流センターの使用料を、平成26年4月に公民館の使用料を部屋の面積に応じた基

準を採用しておりますので、この度も本基準を採用したいと考えております。次に、市内全地域交流センターを対象とする一部改正です。地域交流センターの部屋の使用料は、営利目的や市外利用者が使用する場合、割増し基準を定めており、この割増しは部屋の使用料のみに対して掛かるものとしております。しかし、条文が分かりにくいという御意見がありましたので、この度、「冷暖房及び器具に係る使用料を除く。」という文言を加え、誰もが分かりやすい表現とするもので、これまでの運用を変更するものではありません。施行期日は、この度の補正予算の議決を頂くことができないましたら、交流室の改修を進めていきたいと考えております。工事終了後から適用したいと考えておりますので、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとします。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。

山田伸幸委員 地域交流センターについては、これまで須恵地区のいろいろな行事の際に説明されていましたが、今回の条例改正に伴って交流室をこのように造り替えるということは今まで説明を受けていませんでした。これは須恵地区の皆様には既に説明されていますか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 地区の各自治会長が集まる場である須恵地区自治会協議会、そして、須恵ふるさとづくり協議会で交流室を分割して団体企画室の代替にすることを御説明しております。

山田伸幸委員 その際に、参加された皆様からどのような意見が出てきていたのでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 特に御意見は頂いておりません。

山田伸幸委員 実は、参加された方からお話を聞きましたが、「いきなりこう

「というお話が出てきてびっくりした」ということでした。それだけで了解を得られたと判断しておられるということでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 この件につきましては、説明会の前にも事前にいろいろな地域とお話しさせていただいたところです。その中で須恵校区自治会協議会、須恵ふるさとづくり協議会、須恵地区社会福祉協議会の会長から、公園通出張所の移転に伴う影響ということで、交流室の分割の要望書を頂いているところで、それに沿って対応するものです。

山田伸幸委員 その要望書の中身はこの改修の内容そのものということでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 そのとおりです。

山田伸幸委員 以前から、特に和室については、高齢者の皆様から、「座っての会合は出たくない」という意見が出てきています。私も何度かそういった会議に出て、「立ったり座ったりできないので、これからはこういう会議には出られない」という話を聞いておりました。一方で、日頃お茶や話をされている方にとっては、せっかくの和室がもったいないという話も出ております。ですから、そういった皆様の総意はどうか。ふるさとづくり協議会にしても社会福祉協議会にしても、以前からこの交流室、昔は和室と言っていましたが、机を置いて、メモを取ったり食事をしたりがありました。当時は平気だったが、今は歳を取ってつらいという話が出ています。そういった皆様の総意はどうだったんだろうかというのが心配なんです、その辺も十分合意が取れたと判断されたのでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 後ほど補正予算で御説明しようと考えておりましたが、改修の仕様は、交流室1は畳の部屋のままで、交流数2

は床畳を撤去して、フローリングにすることを考えております。ついては、畳が必要な団体は交流室1を活用していただけたらと考えております。また、今後も皆様それぞれ御意見等があると思いますが、改修後にも御意見を頂き、それを踏まえながら運用で対応したいと考えております。

山田伸幸委員 和室の入口にはたたきがありますが、それはどうされるんですか。また、出入口にガラス戸があるんですが、それはどう改修されるのでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 これも補正予算の改修工事の内容になると思いますが、そちらは改修する予定はありません。

吉永美子委員 公園通出張所が須恵地域交流センターにある間は、上程されている議案第38号のとおりに行くことになると思うんです。先ほど地域から要望書が出たとおっしゃっていたので問題ないと思うんですが、期間中、あれだけ広い部屋を完全に二つに割ることになりますね。その間、今はコロナ禍でたくさんの方が集まることは現実にはないと思うんですが、分割されたことによって使用が制限されるという心配はないですか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 使用に支障はないと考えております。冒頭で御説明したとおり、仕切り壁は取り外し可能なものを設置したいと考えておりますので、全体を利用したいという団体には、仕切り壁を撤去して利用していただきたいと考えております。

山田伸幸委員 取り外し可能な壁ということは、須恵交流センターの研修室1と2のものは上からつってあるだけで、少し力を入れれば、バタバタと畳んでいけるんですが、そういう形ではないということですか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 そういう形ではなく、取り外し可能な仕

切り壁を考えております。

山田伸幸委員 それは利用者が簡単に操作できるような仕様でしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 事前に申請が出ますので、原則として地域交流センター職員が対応することになると思います。

吉永美子委員 交流室全体を使うときは、以前の使用料になるということですか。議案の改正後と改正前の資料では分からないので、教えてほしいんですが、使用料の表に交流室が残っているのですか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 交流室はなくなります。したがって、交流室1と交流室2で対応させていただきます。ついては、同時に全体で御利用いただく場合には、交流室1と交流室2の合計使用料を納付していただく形になります。

吉永美子委員 なかなかないとは思いますが、交流室全体を使いたい場合には、現実的には値上げになります。その辺りについては既に地域では了解済みですか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 現状を確認しましたところ、公民館の状況、あるいは旧福祉センターの状況ということになることを御理解いただきたいと思いますが、全体を利用する必要性があると思われる人数の団体は、ほとんどのケースが使用料の減免団体です。また、使用料を支払って利用される団体は、半分の大きさの部屋で十分利用できるような少人数の利用となっております。それらを考えると、使用料を払っておられる団体は、今まで390円支払っておられましたが、今後は310円支払っていただく、冷房代で言えば、1時間当たり490円だったものが270円になりますので、むしろ利便性が向上すると考えております。

大井淳一郎委員 営利団体とか市外の方とかは使用料が割増しで掛かりますが、冷暖房等を除くという運用は変わらないという説明でした。これは条文で明記しただけで、これまでも冷暖房については割増しの使用料は取っていなかったという理解でよろしいでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 そのとおりです。

奥良秀委員 参考資料で交流室改修工事が出ています。一般会計で審査する駐車場設備は入札と書いているんですが、こちらの工事はどのような手法で進めるのでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 この基準に沿って対応していきたいと考えておりますが、130万円以下の価格であれば見積り合わせになると思います。

福田勝政委員 駐車場について質問します。資料3では身体障害者用駐車場は1台分しかないですね。妊婦の方もいらっしゃると思いますが、これに間に合うんですか。

松尾数則委員長 福田議員、もう一度詳しく言ってください。

福田勝政委員 3台も4台も停車できるようになるんですか。（発言する者あり）

松尾数則委員長 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会で質疑しましょう。

山田伸幸委員 先ほどの要望書について、具体的にどういった内容でしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 公園通出張所が須恵地域交流センター内に移転する、そして団体企画室を占有することに対する代替措置として、今回申し上げた交流室を分割してほしいということが一つ、そして、後ほどの分科会で御説明する駐車場を拡張してほしいということが一つ、この二つです。

山田伸幸委員 本議案は地域からの要望に沿ったものであると考えてよろしいでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 そのように考えております。

松尾数則委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第38号山陽小野田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成で、当議案は可決すべきものと決しました。以上で民生福祉常任委員会を終了します。

午前10時20分 散会

令和4年（2022年）5月23日

民生福祉常任委員長 松尾数則